

議案第 67 号

日進市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正について

日進市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を次のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、日進市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

行政手続のオンライン化等に対応するため、所要の規定の整備を行う。

日進市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１８年日進市条例第２号）の全部を改正する。

（目的）

第１条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第１６条第１項の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、情報通信技術を活用した行政を推進し、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）条例等 条例、執行機関の規則（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第２項に規定する規程を含む。以下同じ。）及び議会の規程並びに愛知県事務処理特例条例（平成１１年愛知県条例第５５号）及び愛知県教育委員会事務処理特例条例（平成１２年愛知県条例第１８号）により市が処理することとされた事務について規定する愛知県の条例及び愛知県の執行機関の規則をいう。
- （２）市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって、法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの
 - ウ 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）
- （３）書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- （４）署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- （５）電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- （６）申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもって行うことができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で

定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

（電磁的記録による縦覧等）

- 第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第9条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市は、前項の措置を講じるに当たっては、安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化その他の見直しを図るよう努めなければ

ならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日進市印鑑条例の一部改正)

2 日進市印鑑条例（昭和62年日進町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(印鑑登録証明書の交付) 第10条 略 2・3 略 4 第1項の規定にかかわらず、<u>日進市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和 年日進市条例第 号。以下「情報通信技術推進条例」という。)</u>第3条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録手帳の提示を要しない。 (印鑑登録の廃止) 第12条 略 2・3 略 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術推進条例第3条</u>の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録手帳の添付を要しない。ただし、当該申請を行	(印鑑登録証明書の交付) 第10条 略 2・3 略 4 第1項の規定にかかわらず、<u>日進市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年日進市条例第2号。以下「情報通信技術利用条例」という。)</u>第3条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録手帳の提示を要しない。 (印鑑登録の廃止) 第12条 略 2・3 略 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術利用条例第3条</u>の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録手帳の添付を要しない。ただし、当該申請を行

った者は、事後に印鑑登録手帳を返納
するものとする。

った者は、事後に印鑑登録手帳を返納
するものとする。

議案第 68 号

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正
について

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を次の
とおり改正する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、本市の独自基準を除き、厚生労働省令を引用する規定に改める。
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日進市条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- （2）乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- （3）幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。
- （4）小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- （5）事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

（小規模保育事業A型の職員の基準）

第3条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- （1）乳児 おおむね3人につき1人
- （2）満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね4人につき1人
- （3）満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- （4）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(5) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（省令附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模保育事業B型の職員の基準）

第4条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は省令第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね4人につき1人

(3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(5) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤

務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第5条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1）乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）及び便所を設けること。
- （2）乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （3）乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- （4）満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- （5）保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （6）保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- （7）乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所の職員の基準)

第6条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は省令第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね4人につき1人

(3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(5) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（省令附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員の基準)

第7条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。)を行う事業所(以下「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は省令第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね4人につき1人

(3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(5) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(その他の基準)

第8条 前5条に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、省令に定めるとおりとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日進市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

2 日進市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年日進市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準) 第4条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 <u>日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> <u>(令和 年日進市条例第 号)</u>(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)	(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準) 第4条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 <u>日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> <u>(平成26年日進市条例第16号)</u>(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

議案第 6 9 号

日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を次のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、内閣府令を引用する規定に改める。
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年日進市条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（日進市立保育園条例の一部改正）

2 日進市立保育園条例（昭和50年日進町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保育料の徴収） 第8条 市長は、市立保育園を利用する満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。）に係る教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定す	（保育料の徴収） 第8条 市長は、市立保育園を利用する満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。）に係る教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定す

る教育・保育給付認定保護者をいう。)又は扶養義務者(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)から、保育料(<u>日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(令和 年日進市条例第 号)第2条において引用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。)</u>を徴収する。 2 略	る教育・保育給付認定保護者をいう。)又は扶養義務者(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)から、保育料(<u>日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第17号)第13条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。)</u>を徴収する。 2 略
--	--

議案第 70 号

日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、国の一般職の職員の給与に関する法律に基づく人事院規則の改正に準ずるため、日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

災害応急作業等手当の上限額を改める。

日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和39年日進町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(災害応急作業等手当) 第5条 略 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき <u>1,440円</u> を超えない範囲内で市長が規則で定める。 3 略	(災害応急作業等手当) 第5条 略 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき <u>1,080円</u> を超えない範囲内で市長が規則で定める。 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日進市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第 7 1 号

日進市税条例の一部改正について

日進市税条例の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正等に伴い、日進市税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 市民税に係る申告制度について、公的年金等受給者に係る申告手続及び各種税額控除の適用期限を改める。
- (2) 固定資産税の免税点（課税基準）を改める。
- (3) 寄附金税額控除に係る規定及び優良住宅地の譲渡に係る課税の特例に係る規定を改める。
- (4) 特定暗号資産取引に係る課税の特例を新設する。
- (5) 個人の市民税の普通徴収、固定資産税及び軽自動車税に係る納期について、所要の改正を行う。

日進市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第33条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が90万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年	(寄附金税額控除) 第33条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が90万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が8

の合計所得金額が85万円以下であるものに
限る。)に係るものを除く。)の控除又はこ
れらと併せて雑損控除額若しくは医療費控
除額の控除、法第313条第8項に規定する純
損失の金額の控除、同条第9項に規定する純
損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは
第33条の7の規定により控除すべき金額(以
下この条において「寄附金税額控除額」と
いう。)の控除を受けようとするものを除
く。以下この条において「給与所得等以外
の所得を有しなかった者」という。)及び第
26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2
第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除
く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族
等申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定
により同項に規定する申告書を提出しなけ
ればならない者(以下この条において「給与
所得者」という。)で市内に住所を有するも
のは、当該申告書の提出の際に經由すべき
同項に規定する給与等の支払者(以下この条
において「給与支払者」という。)から毎年
最初に給与の支払を受ける日の前日まで
に、施行規則で定めるところにより、次に
掲げる事項を記載した申告書を、当該給与
支払者を經由して、市長に提出しなければ
ならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が
1,000万円以下であるものに限る。)の自
己と生計を一にする配偶者(法第313条第3
項に規定する青色事業専従者に該当する
もので同項に規定する給与の支払を受け
るもの及び同条第4項に規定する事業専従
者に該当するものを除く。次条第1項第2
号において同じ。)(合計所得金額が133万
円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) 略

5万円以下であるものに限る。)に係るもの
を除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控
除額若しくは医療費控除額の控除、法第313
条第8項に規定する純損失の金額の控除、同
条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の
金額の控除若しくは第33条の7の規定により
控除すべき金額(以下この条において「寄附
金税額控除額」という。)の控除を受けよう
とするものを除く。以下この条において
「給与所得等以外の所得を有しなかった
者」という。)及び第26条第2項に規定する
者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の
(二)に掲げる者を除く。)については、この
限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族
等申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定
により同項に規定する申告書を提出しなけ
ればならない者(以下この条において「給与
所得者」という。)で市内に住所を有するも
のは、当該申告書の提出の際に經由すべき
同項に規定する給与等の支払者(以下この条
において「給与支払者」という。)から毎年
最初に給与の支払を受ける日の前日まで
に、施行規則で定めるところにより、次に
掲げる事項を記載した申告書を、当該給与
支払者を經由して、市長に提出しなければ
ならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が
1,000万円以下であるものに限る。)の自
己と生計を一にする配偶者(法第313条第3
項に規定する青色事業専従者に該当する
もので同項に規定する給与の支払を受け
るもの及び同条第4項に規定する事業専従
者に該当するものを除き、合計所得金額
が133万円以下であるものに限る。次条第
1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理され

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理され

たとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の納期)

第39条 略

- 2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(固定資産税の免税点)

第59条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(固定資産税の納期)

第61条 略

- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3・4 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第76条 略

2 略

- 3 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、

たとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の納期)

第39条 略

- 2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(固定資産税の免税点)

第59条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(固定資産税の納期)

第61条 略

- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。

3・4 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第76条 略

2 略

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者

同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところ

の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、

「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した額とする。

により計算した額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金

額」とする。

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2及び第35条の3の3の改正規定並びに附則第6条

の改正規定及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第59条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第33条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第64号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の日進市税条例(以下「新条例」という。)第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の日進市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の日進市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定

する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の日進市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第59条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 7 2 号

日進市印鑑条例の一部改正について

日進市印鑑条例の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、個人番号カードと在留カードが一体となった「特定在留カード」及び個人番号カードと特別永住者証明書が一体となった「特定特別永住者証明書」の交付が開始されることから、日進市印鑑条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 印鑑登録証明書の交付申請の際の印鑑登録手帳に代わる資料として、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加える。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市印鑑条例(昭和62年日進町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(登録事項) 第6条 略 2 市長は、前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって<u>調製する</u>。 (印鑑登録証明書の交付) 第10条 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録手帳に代えて、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)</u>又は<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)</u>を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 3 市長は、前2項の申請があったときは、印鑑登録手帳(前項の規定による申請にあっては、個人番号カード、<u>特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u>。以下この項において同じ。)及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録手帳を返付するものとする。	(登録事項) 第6条 略 2 市長は、前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって<u>調整する</u>。 (印鑑登録証明書の交付) 第10条 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録手帳に代えて、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。))を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 3 市長は、前2項の申請があったときは、印鑑登録手帳(前項の規定による申請にあっては、個人番号カード。以下この項において同じ。)及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録手帳を返付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

日進市障害者福祉センター条例の一部改正について

日進市障害者福祉センター条例の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正に伴い、日進市障害者福祉センター条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法を引用する条項を改める。

日進市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条 例 第 号

日進市障害者福祉センター条例(平成23年日進市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業) 第3条 福祉センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第19項</u>に規定する相談支援及び第77条の2に規定する基幹相談支援センターに関する事業 (2)・(3) 略 (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、<u>同条第5項</u>に規定する保育所等訪問支援及び<u>同条第6項</u>に規定する障害児相談支援に関する事業 (5) 略	(事業) 第3条 福祉センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第18項</u>に規定する相談支援及び第77条の2に規定する基幹相談支援センターに関する事業 (2)・(3) 略 (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、<u>同条第6項</u>に規定する保育所等訪問支援及び<u>同条第7項</u>に規定する障害児相談支援に関する事業 (5) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 4 号

令和 8 年度日進市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 8 年度日進市一般会計補正予算（第 5 号）を次のとおり提出します。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第5号）

日進市一般会計補正予算書

令和 8 年度日進市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度日進市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 8, 1 3 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5, 9 1 2, 0 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,001,603	103,562	6,105,165
	1. 国庫負担金	4,667,058	67,500	4,734,558
	2. 国庫補助金	334,336	3,641	337,977
	4. 国庫交付金	981,342	32,421	1,013,763
16. 県支出金		3,032,545	3,783	3,036,328
	1. 県負担金	1,607,355	3,000	1,610,355
	2. 県補助金	729,650	783	730,433
17. 財産収入		34,326	25,096	59,422
	1. 財産運用収入	34,324	25,096	59,420
19. 繰入金		2,343,270	△1,094,285	1,248,985
	1. 特別会計繰入金	30,215	101,450	131,665
	2. 基金繰入金	2,313,055	△1,195,735	1,117,320
20. 繰越金		300,000	1,251,597	1,551,597
	1. 繰越金	300,000	1,251,597	1,551,597
21. 諸収入		704,311	8,386	712,697
	4. 雑入	578,259	8,386	586,645
歳入合計		35,613,911	298,139	35,912,050

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		3,916,591	30,430	3,947,021
	1. 総務管理費	2,994,451	27,812	3,022,263
	3. 戸籍住民基本台帳費	246,965	2,618	249,583
3. 民生費		16,702,914	106,478	16,809,392
	1. 社会福祉費	7,299,730	13,893	7,313,623
	2. 児童福祉費	9,054,431	739	9,055,170
	3. 生活保護費	332,837	91,846	424,683
6. 農林水産業費		180,678	783	181,461
	1. 農業費	176,084	783	176,867
8. 土木費		2,409,602	4,250	2,413,852
	2. 道路橋梁費	733,635	200	733,835
	4. 都市計画費	1,356,917	4,050	1,360,967
9. 消防費		1,252,602	5,274	1,257,876
	1. 消防費	1,252,602	5,274	1,257,876
10. 教育費		5,444,779	125,828	5,570,607
	2. 小学校費	2,530,765	71,168	2,601,933
	3. 中学校費	499,823	51,985	551,808
	4. 社会教育費	512,067	1,404	513,471

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
	5. 保健体育費	1,332,689	1,271	1,333,960
13. 諸支出金		23,025	25,096	48,121
	1. 基金費	23,025	25,096	48,121
歳 出 合 計		35,613,911	298,139	35,912,050

第2表 債務負担行為補正

追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
行財政システム改修業務委託事業	令和8年度から 令和9年度まで	4,266
収納システム更改等業務委託事業	令和8年度から 令和9年度まで	6,380
民間保育所等整備費補助事業	令和8年度から 令和10年度まで	448,020
ごみ収集袋作成事業	令和8年度から 令和9年度まで	109,855
学校給食調理等業務委託事業	令和8年度から 令和12年度まで	715,000
計		1,283,521

令和8年度（第5号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	17,322,820		17,322,820
2. 地方譲与税	212,000		212,000
3. 利子割交付金	40,000		40,000
4. 配当割交付金	200,000		200,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	170,000		170,000
6. 法人事業税交付金	220,000		220,000
7. 地方消費税交付金	2,200,000		2,200,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	1		1
10. 地方特例交付金	187,001		187,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000
13. 分担金及び負担金	286,990		286,990
14. 使用料及び手数料	332,642		332,642
15. 国庫支出金	6,001,603	103,562	6,105,165
16. 県支出金	3,032,545	3,783	3,036,328
17. 財産収入	34,326	25,096	59,422
18. 寄附金	769,802		769,802

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰入金	2,343,270	△1,094,285	1,248,985
20. 繰越金	300,000	1,251,597	1,551,597
21. 諸収入	704,311	8,386	712,697
22. 市債	1,207,000		1,207,000
歳 入 合 計	35,613,911	298,139	35,912,050

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	292,613		292,613
2. 総務費	3,916,591	30,430	3,947,021
3. 民生費	16,702,914	106,478	16,809,392
4. 衛生費	2,962,923		2,962,923
5. 労働費	3,250		3,250
6. 農林水産業費	180,678	783	181,461
7. 商工費	1,286,227		1,286,227
8. 土木費	2,409,602	4,250	2,413,852
9. 消防費	1,252,602	5,274	1,257,876
10. 教育費	5,444,779	125,828	5,570,607
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,088,701		1,088,701
13. 諸支出金	23,025	25,096	48,121
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	35,613,911	298,139	35,912,050

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,618			27,812
71,523			34,955
783			0
			4,250
		4,675	599
32,421		34,779	58,628
		25,096	0
107,345		64,550	126,244

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 民生費国庫負担金	4,667,057	67,500	4,734,557
計	4,667,058	67,500	4,734,558

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	133,664	2,618	136,282
2. 民生費国庫補助金	169,452	1,023	170,475
計	334,336	3,641	337,977

1 5 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

6. 教育費国庫交付金	0	32,421	32,421
計	981,342	32,421	1,013,763

1 6 款 県支出金

1 項 県負担金

1. 民生費県負担金	1,592,616	3,000	1,595,616
計	1,607,355	3,000	1,610,355

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

4. 農林水産業費県補助金	6,600	783	7,383
計	729,650	783	730,433

1 5 款 国庫支出金
1 6 款 県支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
3. 生活保護費負担金	67, 500	生活保護扶助料 67, 500

2. 戸籍住民基本台帳費補助金	2, 618	マイナンバーカード交付事務 2, 618
1. 社会福祉費補助金	1, 023	生活困窮者就労準備支援事業 1, 023

1. 小学校費交付金	32, 421	学校施設環境改善交付金 32, 421

3. 生活保護費負担金	3, 000	住所不定者生活保護費 3, 000

1. 農業費補助金	783	園芸農産振興・農産物流通対策事業 783

17款 財産収入

1項 財産運用収入

目	既 定 額	補 正 額	計
2. 利子及び配当金	23,025	25,096	48,121
計	34,324	25,096	59,420

19款 繰入金

1項 特別会計繰入金

1. 国民健康保険特別会計繰入金	1	40,276	40,277
2. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	41,792	41,793
3. 介護保険特別会計繰入金	30,213	19,382	49,595
計	30,215	101,450	131,665

19款 繰入金

2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,376,560	△970,000	406,560
2. 公共施設整備基金繰入金	726,887	△260,514	466,373
5. 森林環境譲与税基金繰入金	3,000	3,000	6,000
7. ふるさと応援基金繰入金	104,270	31,779	136,049
計	2,313,055	△1,195,735	1,117,320

1 7 款 財産収入
1 9 款 繰入金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 利子及び配当金	25, 096	財政調整基金利子 2, 033 公共施設整備基金利子 17, 802 地域福祉基金利子 877 ふるさと応援基金利子 4, 384

1. 国民健康保険特別会計繰入金	40, 276	国民健康保険特別会計繰入金 40, 276
1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	41, 792	後期高齢者医療特別会計繰入金 41, 792
1. 介護保険特別会計繰入金	19, 382	介護保険特別会計繰入金 19, 382

1. 財政調整基金繰入金	△970, 000	財政調整基金繰入金 △970, 000
1. 公共施設整備基金繰入金	△260, 514	公共施設整備基金繰入金 △260, 514
1. 森林環境譲与税基金繰入金	3, 000	森林環境譲与税基金繰入金 3, 000
1. ふるさと応援基金繰入金	31, 779	ふるさと応援基金繰入金 31, 779

2 0 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	300,000	1,251,597	1,551,597
計	300,000	1,251,597	1,551,597

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

1. 雑入	578,259	8,386	586,645
計	578,259	8,386	586,645

20款 繰越金
21款 諸収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	1,251,597	前年度繰越金 1,251,597

2. 民生雑入	3,711	過年度収入 3,711
7. 消防雑入	4,675	消防団員退職報償金受入金 4,675

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 財政管理費	65,697	4,400	70,097				4,400
5. 財産管理費	796,877	22,368	819,245				22,368
9. 防犯活動費	45,049	1,044	46,093				1,044
計	2,994,451	27,812	3,022,263				27,812

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	246,965	2,618	249,583	国 2,618			
計	246,965	2,618	249,583	2,618			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	2,789,075	13,667	2,802,742				13,667
3. 福祉医療費	3,152,919	226	3,153,145				226
計	7,299,730	13,893	7,313,623				13,893

2 款 総務費
3 款 民生費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
12. 委託料	4,400		財政運営事務 4,400 企業版ふるさと納税業務委託料 4,400
10. 需用費	1,009	修繕料 1,009	公用車管理事務 1,009 修繕料 1,009
16. 公有財産購入費	17,007	土地購入費 17,007	庁舎管理事務 4,352 備品購入費 4,352
17. 備品購入費	4,352		公共施設マネジメント事業 17,007 用地購入費 17,007
14. 工事請負費	1,044		防犯施設維持整備事業 1,044 設置工事 1,044

17. 備品購入費	2,618		住民基本台帳事業 2,618 備品購入費 2,618

14. 工事請負費	13,667		社会福祉協議会・中央福祉センター運営事務 13,667 中央福祉センター改修工事 13,667
22. 償還金、利子及び割引料	226		養育医療費支給事業 226 償還金 226

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,537,278	739	1,538,017				739
計	9,054,431	739	9,055,170				739

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1. 生活保護総務費	52,837	1,846	54,683	国 1,023			823
2. 扶助費	280,000	90,000	370,000	国 70,500 県 67,500 3,000			19,500
計	332,837	91,846	424,683	71,523			20,323

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3. 農業振興費	32,060	783	32,843	県 783			
計	176,084	783	176,867	783			

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

1. 道路維持費	471,772	200	471,972				200
----------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

3 款 民生費
6 款 農林水産業費
8 款 土木費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
22. 償還金、利 子及び割引 料	739		障害児福祉サービス事業 739 返還金 739

12. 委託料	880		生活保護事業 1,846 生活保護システム改修委託料 880 生活保護システム使用料 396 備品購入費 570
13. 使用料及び 賃借料	396		
17. 備品購入費	570		
19. 扶助費	90,000		生活保護扶助費 90,000 生活保護扶助費 90,000

18. 負担金、補 助及び交付 金	783	補助金 783	農業経営者支援事業 783 園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金 783

7. 報償費	200	報償金 200	道路管理事業 200 愛護会報償金 200
--------	-----	---------	--------------------------

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	733,635	200	733,835				200

8 款 土木費

4 項 都市計画費

1. 都市計画総務費	409,359	4,050	413,409				4,050
計	1,356,917	4,050	1,360,967				4,050

9 款 消防費

1 項 消防費

2. 非常備消防費	38,987	4,675	43,662			4,675 諸	
4. 災害対策費	57,344	599	57,943				599
計	1,252,602	5,274	1,257,876			4,675	599

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	2,088,559	71,168	2,159,727	32,421 国		31,779 繰入	6,968
計	2,530,765	71,168	2,601,933	32,421		31,779	6,968

8 款 土木費
9 款 消防費
1 0 款 教育費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	

18. 負担金、補助及び交付金	4,050	補助金 4,050	建築物耐震化促進事業 耐震改修費等補助事業補助金 4,050

7. 報償費	4,675	報償金 4,675	消防団事業 消防団員退職報償金 4,675
12. 委託料	599		災害対策推進事業 樹木伐採等業務委託料 599

11. 役務費	55	通信運搬費 55	小学校管理事業 通信運搬費 55
12. 委託料	5,465		小中学校 I C T 機器保守等委託料 サーバライセンス使用料 1,448
13. 使用料及び賃借料	1,448		小学校適正化事業 体育館空調設置工事 64,200
14. 工事請負費	64,200		

10款 教育費

3項 中学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 学校管理費	310,815	51,985	362,800			3,000 繰入 3,000	48,985
計	499,823	51,985	551,808			3,000	48,985

10款 教育費

4項 社会教育費

3. 図書館運営費	204,204	1,404	205,608				1,404
計	512,067	1,404	513,471				1,404

10款 教育費

5項 保健体育費

3. 学校給食費	1,032,887	1,271	1,034,158				1,271
計	1,332,689	1,271	1,333,960				1,271

13款 諸支出金

1項 基金費

1. 基金費	23,025	25,096	48,121			25,096 財 25,096	
--------	--------	--------	--------	--	--	-----------------------	--

10款 教育費
13款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
11. 役務費	28	通信運搬費 28	中学校管理事業 51,985 通信運搬費 28
12. 委託料	2,733		小中学校 I C T機器保守等委託料 2,733 サーバライセンス使用料 724 学校施設維持管理工事 48,500
13. 使用料及び 賃借料	724		
14. 工事請負費	48,500		

12. 委託料	1,404		図書館運営事業 1,404 図書館運営業務委託料 1,404

7. 報償費	7	謝礼 7	学校給食調理事業 1,271 プロポーザル審査員謝礼 7 学校給食非喫食者支援給付金 1,264
18. 負担金、補 助及び交付 金	1,264	補助金 1,264	

24. 積立金	25,096		基金費 25,096 財政調整基金利子 2,033 公共施設整備基金利子 17,802 地域福祉基金利子 877 ふるさと応援基金利子 4,384
---------	--------	--	---

1 3 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	23,025	25,096	48,121			25,096	

1 3 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明

債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額及び
令和8年度以降の支出予定額等に関する調査

単位：千円

事項	限度額	令和7年度末までの支出額		令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
(都) 野方三ツ池公園 線用地取得事業 (令和5年度)	79,694	令和6～ 7年度	23,574	令和8～ 10年度	56,120	7,341			48,779
スマートインターチェ ンジ用地取得事業 (令和5年度)	7,739	令和6～ 7年度	2,590	令和8～ 9年度	5,149	774			4,375
公共施設マネジメント 事業用地取得事業 (令和6年度)	110,614	令和7年 度	22,004	令和8～ 11年度	88,610				88,610
(都) 野方三ツ池公園 線用地取得事業 (令和6年度)	44,027	令和7年 度	425	令和8～ 11年度	43,602	6,604			36,998
公共施設マネジメント 事業用地取得事業 (令和7年度)	87,798			令和8～ 12年度	87,798				87,798
(都) 野方三ツ池公園 線用地取得事業 (令和7年度)	242,134			令和8～ 12年度	242,134	35,272			206,862
(都) 野方三ツ池公園 線用地取得事業 (令和8年度)	305,568			令和9～ 13年度	305,568	64,855			240,713
スマートインターチェ ンジ用地取得事業 (令和8年度)	1,218,450			令和9～ 13年度	1,218,450	33,013	864,599		320,838
尾張土地開発公社に対 する債務保証	2,096,024			令和13 年度ま で					
システム標準化対応事 業(情報広報課分) (令和6年度)	307,555	令和7年 度	43,532	令和8～ 9年度	264,023	220,081			43,942
学校給食配送業務委託 事業	267,126	令和7年 度	23,998	令和8～ 12年度	243,128				243,128
広報紙制作業務委託事 業	71,679	令和7年 度	21,384	令和8～ 9年度	50,295			2,136	48,159
中学校A L T業務委託 事業	14,355	令和7年 度	4,510	令和8～ 9年度	9,845				9,845
システム標準化対応事 業(情報広報課分) (令和7年度)	50,322			令和8～ 9年度	50,322	19,624			30,698

債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額及び
令和8年度以降の支出予定額等に関する調査

単位：千円

事項	限度額	令和7年度末までの支出額		令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
放課後子ども総合プラン運営業務委託事業	707,013			令和8～10年度	707,013	76,116		177,768	453,129
学習支援業務委託事業	31,206			令和8～10年度	31,206	23,403			7,803
(仮称)次世代交流センター建設事業	2,376,000			令和9～10年度	2,376,000	594,000	1,282,000	354,960	145,040
システム標準化対応事業(情報広報課分)(令和8年度)	181,599			令和8～9年度	181,599	16,297			165,302
固定資産評価業務委託事業	44,407			令和8～11年度	44,407				44,407
家屋評価システム標準化対応事業	1,980			令和8～9年度	1,980	1,980			
土地家屋台帳システム改修業務委託事業	9,767			令和8～9年度	9,767				9,767
行財政システム改修業務委託事業	4,266			令和8～9年度	4,266				4,266
収納システム更改等業務委託事業	6,380			令和8～9年度	6,380				6,380
民間保育所等整備費補助事業	448,020			令和8～10年度	448,020	298,680			149,340
ごみ収集袋作成事業	109,855			令和8～9年度	109,855			102,318	7,537
学校給食調理等業務委託事業	715,000			令和8～12年度	715,000				715,000
岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城、岩崎城址公園及び旧市川家住宅指定管理委託事業	256,659	令和5～7年度	138,401	令和8～9年度	118,258				118,258
にぎわい交流館指定管理委託事業	199,650	令和6～7年度	72,582	令和8～10年度	127,068				127,068

債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額及び
令和8年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和7年度末までの支出額		令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
米野木台西保育園指定 管理委託事業	523,962	令和7年 度	152,066	令和8～ 9年度	371,896	1,910		36,088	333,898
中央福祉センター指定 管理委託事業	227,480	令和7年 度	41,360	令和8～ 11年度	186,120				186,120
市民会館・ふれあい工 房指定管理委託事業	790,009			令和8～ 12年度	790,009				790,009
合 計	11,536,338		546,426		8,893,888	1,399,950	2,146,599	673,270	4,674,069

議案第 75 号

令和 8 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 8 年 8 月 26 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第1号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算書

令和８年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度日進市の国民健康保険特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４１，５７９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，７５９，５７８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月２６日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 財産収入		1	1,283	1,284
	1. 財産運用収入	1	1,283	1,284
4. 繰入金		629,863	△96,678	533,185
	2. 基金繰入金	96,678	△96,678	0
5. 繰越金		1	136,974	136,975
	1. 繰越金	1	136,974	136,975
歳入合計		6,717,999	41,579	6,759,578

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 基金積立金		1	1,283	1,284
	1. 基金積立金	1	1,283	1,284
8. 諸支出金		9,311	40,296	49,607
	1. 償還金及び還付金	9,310	20	9,330
	2. 繰出金	1	40,276	40,277
歳 出 合 計		6,717,999	41,579	6,759,578

令和8年度（第1号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,675,300		1,675,300
2. 県支出金	4,402,361		4,402,361
3. 財産収入	1	1,283	1,284
4. 繰入金	629,863	△96,678	533,185
5. 繰越金	1	136,974	136,975
6. 諸収入	5,006		5,006
7. 国庫支出金	5,467		5,467
歳入合計	6,717,999	41,579	6,759,578

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	48,032		48,032
2. 保険給付費	4,326,719		4,326,719
3. 国民健康保険事業費納付金	2,233,327		2,233,327
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 保健事業費	90,607		90,607
6. 基金積立金	1	1,283	1,284
7. 公債費	1		1
8. 諸支出金	9,311	40,296	49,607
9. 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	6,717,999	41,579	6,759,578

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		1,283	0
			40,296
		1,283	40,296

2 歳 入

3 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 利子及び配当金	1	1, 283	1, 284
計	1	1, 283	1, 284

4 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 基金繰入金	96, 678	△96, 678	0
計	96, 678	△96, 678	0

5 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	136, 974	136, 975
計	1	136, 974	136, 975

3 款 財産収入
 4 款 繰入金
 5 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 預金利子	1, 283	基金積立金利子 1, 283

1. 基金繰入金	△96, 678	基金繰入金 △96, 678

1. 繰越金	136, 974	繰越金 136, 974

3 歳 出

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金積立金	1	1,283	1,284			財 1,283	
計	1	1,283	1,284			1,283	

8 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付金

2. 償還金	10	20	30				20
計	9,310	20	9,330				20

8 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	40,276	40,277				40,276
計	1	40,276	40,277				40,276

6 款 基金積立金
8 款 諸支出金

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
24. 積立金	1, 283		基金積立金 1, 283 国民健康保険特別会計運用基金積立金 1, 283

22. 償還金、利 子及び割引 料	20		償還金 20 償還金 20

27. 繰出金	40, 276		一般会計繰出金 40, 276 一般会計繰出金 40, 276

議案第 7 6 号

令和 8 年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第1号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算書

令和８年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和８年度日進市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４８，９６４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，９３７，５１１千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月２６日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	14,534	14,535
	1. 繰越金	1	14,534	14,535
5. 諸収入		1,807	34,430	36,237
	2. 後期高齢者医療広域 連合支出金	1,601	34,430	36,031
歳入合計		2,888,547	48,964	2,937,511

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域 連合納付金		2,860,194	7,172	2,867,366
	1. 後期高齢者医療広域 連合納付金	2,860,194	7,172	2,867,366
3. 諸支出金		1,602	41,792	43,394
	2. 繰出金	1	41,792	41,793
歳 出 合 計		2,888,547	48,964	2,937,511

令和8年度（第1号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	1,788,419		1,788,419
2. 寄附金	1		1
3. 繰入金	1,097,351		1,097,351
4. 繰越金	1	14,534	14,535
5. 諸収入	1,807	34,430	36,237
6. 国庫支出金	968		968
歳入合計	2,888,547	48,964	2,937,511

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	25,751		25,751
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金	2,860,194	7,172	2,867,366
3. 諸支出金	1,602	41,792	43,394
4. 予備費	1,000		1,000
歳 出 合 計	2,888,547	48,964	2,937,511

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			7,172
		34,430	7,362
		34,430	14,534

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	14, 534	14, 535
計	1	14, 534	14, 535

5 款 諸収入

2 項 後期高齢者医療広域連合支出金

1. 償還金及び還付加算金	1, 601	34, 430	36, 031
計	1, 601	34, 430	36, 031

4 款 繰越金
5 款 諸収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	14, 534	繰越金 14, 534

1. 保険料還付金及び還付 加算金	34, 430	給付費償還金過年度分 34, 430

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,860,194	7,172	2,867,366				7,172
計	2,860,194	7,172	2,867,366				7,172

3 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	41,792	41,793			34,430 諸 34,430	7,362
計	1	41,792	41,793			34,430	7,362

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

3 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
18. 負担金、補助及び交付金	7,172	負担金 7,172	後期高齢者医療広域連合納付金 7,172 保険料等負担金 7,172

27. 繰出金	41,792		一般会計繰出金 41,792 一般会計繰出金 41,792

議案第 77 号

令和 8 年度日進市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 8 年度日進市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を次のとおり提出します。

令和 8 年 8 月 26 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第2号）

日進市介護保険特別会計補正予算書

令和８年度日進市介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和８年度日進市の介護保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９８，０７８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，５８１，７２７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

令和８年８月２６日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,172,422	833	1,173,255
	2. 国庫補助金	72,761	833	73,594
4. 支払基金交付金		1,658,223	1,422	1,659,645
	1. 支払基金交付金	1,658,223	1,422	1,659,645
8. 繰入金		1,271,289	△165,217	1,106,072
	2. 基金繰入金	311,262	△165,217	146,045
9. 繰越金		7,000	261,040	268,040
	1. 繰越金	7,000	261,040	268,040
歳入合計		6,483,649	98,078	6,581,727

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		149,395	7,161	156,556
	1. 総務管理費	101,191	7,161	108,352
7. 諸支出金		39,313	90,917	130,230
	1. 償還金及び還付加算金	9,100	71,535	80,635
	2. 繰出金	30,213	19,382	49,595
歳 出 合 計		6,483,649	98,078	6,581,727

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム改修業務委託事業	令和9年度	11,253

令和8年度（第2号）

日進市介護保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 保険料	1,499,498		1,499,498
2. 使用料及び手数料	40		40
3. 国庫支出金	1,172,422	833	1,173,255
4. 支払基金交付金	1,658,223	1,422	1,659,645
5. 県支出金	865,718		865,718
6. 財産収入	7,804		7,804
7. 寄附金	1		1
8. 繰入金	1,271,289	△165,217	1,106,072
9. 繰越金	7,000	261,040	268,040
10. 諸収入	1,654		1,654
歳入合計	6,483,649	98,078	6,581,727

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	149,395	7,161	156,556
2. 保険給付費	6,061,695		6,061,695
3. 地域支援事業等費	223,440		223,440
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 基金積立金	7,804		7,804
6. 公債費	1		1
7. 諸支出金	39,313	90,917	130,230
8. 予備費	2,000		2,000
歳 出 合 計	6,483,649	98,078	6,581,727

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
833			6,328
			90,917
833			97,245

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
5. 介護保険事業費補助金	6,820	833	7,653
計	72,761	833	73,594

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

1. 介護給付費交付金	1,607,671	1,422	1,609,093
計	1,658,223	1,422	1,659,645

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 基金繰入金	311,262	△165,217	146,045
計	311,262	△165,217	146,045

9 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	7,000	261,040	268,040
計	7,000	261,040	268,040

3 款 国庫支出金
4 款 支払基金交付金
8 款 繰入金

9 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 介護保険事業費補助金	833	介護保険事業費補助金 833

2. 過年度分	1, 422	過年度分 1, 422

1. 基金繰入金	△165, 217	介護保険準備基金繰入金 △165, 217

1. 繰越金	261, 040	繰越金 261, 040

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	101,191	7,161	108,352	833 国			6,328
計	101,191	7,161	108,352	833			6,328

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

2. 償還金	7,000	71,535	78,535				71,535
計	9,100	71,535	80,635				71,535

7 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	30,213	19,382	49,595				19,382
計	30,213	19,382	49,595				19,382

1 款 総務費
7 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	7,161		介護保険給付・事業等管理事務 電算事務委託料 7,161 7,161

22. 償還金、利 子及び割引 料	71,535		償還金 71,535 返還金 71,535

27. 繰出金	19,382		一般会計繰出金 19,382 一般会計繰出金 19,382

債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額及び
令和8年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和7年度末までの支出額		令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
介護保険システム改修 業務委託事業	11,253			令和9年度	11,253				11,253

議案第 7 8 号

令和 8 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 8 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）を次のとおり提出します。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第2号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和 8 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度日進市の三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 0 1 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 8 2 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	3,010	3,011
	1. 繰越金	1	3,010	3,011
歳入合計		8,811	3,010	11,821

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		307	3,010	3,317
	1. 基金費	307	3,010	3,317
歳 出 合 計		8,811	3,010	11,821

令和8年度（第2号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	6,122		6,122
2. 財産収入	306		306
3. 繰入金	2,379		2,379
4. 繰越金	1	3,010	3,011
5. 諸収入	3		3
歳入合計	8,811	3,010	11,821

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	8,404		8,404
2. 諸支出金	307	3,010	3,317
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	8,811	3,010	11,821

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		3,010	0
		3,010	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	3,010	3,011
計	1	3,010	3,011

4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	3,010	繰越金 3,010

3 歳 出

2 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金費	307	3,010	3,317			3,010 繰越	
						3,010	
計	307	3,010	3,317			3,010	

2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
24. 積立金	3,010		基金積立金 3,010 財政調整基金積立金 3,010

議案第 7 9 号

令和 8 年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
について

令和 8 年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）を次のとおり提出します。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第2号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和８年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度日進市の南山エピック団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，８１２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６，４６４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月２６日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	3,812	3,813
	1. 繰越金	1	3,812	3,813
歳入合計		12,652	3,812	16,464

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		218	3,812	4,030
	1. 基金費	218	3,812	4,030
歳 出 合 計		12,652	3,812	16,464

令和8年度（第2号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	6,058		6,058
2. 財産収入	217		217
3. 繰入金	6,194		6,194
4. 繰越金	1	3,812	3,813
5. 諸収入	182		182
歳入合計	12,652	3,812	16,464

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	12,334		12,334
2. 諸支出金	218	3,812	4,030
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	12,652	3,812	16,464

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		3,812	0
		3,812	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	3,812	3,813
計	1	3,812	3,813

4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	3,812	繰越金 3,812

3 歳 出

2 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金費	218	3,812	4,030			3,812 繰越	
						3,812	
計	218	3,812	4,030			3,812	

2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
24. 積立金	3,812		基金積立金 3,812 財政調整基金積立金 3,812

議案第 8 0 号

令和 8 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 8 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）を次のとおり提出します。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和8年度（第2号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和 8 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度日進市の五色園団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3, 5 5 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 1, 8 5 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	13,552	13,553
	1. 繰越金	1	13,552	13,553
歳入合計		58,307	13,552	71,859

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		754	13,552	14,306
	1. 基金費	754	13,552	14,306
歳 出 合 計		58,307	13,552	71,859

令和8年度（第2号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	41,136		41,136
2. 財産収入	753		753
3. 繰入金	15,235		15,235
4. 繰越金	1	13,552	13,553
5. 諸収入	1,182		1,182
歳入合計	58,307	13,552	71,859

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	57,453		57,453
2. 諸支出金	754	13,552	14,306
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	58,307	13,552	71,859

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		13,552	0
		13,552	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	13, 552	13, 553
計	1	13, 552	13, 553

4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	13, 552	繰越金 13, 552

3 歳 出

2 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金費	754	13, 552	14, 306			13, 552 繰越 13, 552	
計	754	13, 552	14, 306			13, 552	

2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
24. 積立金	13, 552		基金積立金 13, 552 財政調整基金積立金 13, 552

議案第 8 1 号

工事請負契約の締結について

（（仮称）次世代交流センター建設工事（設計・施工一括発注方式））

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

記

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 工 事 名 | （仮称）次世代交流センター建設工事（設計・施工一括発注方式） |
| 2 工 事 場 所 | 日進市蟹甲町地内 |
| 3 契 約 の 金 額 | 金 2, 5 1 5, 7 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契 約 先 の 名 称 | 西松建設・山本工務店・安井建築設計事務所特定建設工事共同企業体 |
| 5 契 約 の 方 法 | 公募型プロポーザル方式に基づく随意契約 |

提案理由

この案を提出するのは、日進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるからであります。

1 契約先概要

- (1) 契約先の名称 西松建設・山本工務店・安井建築設計事務所特定建設工事
共同企業体
- (2) 所在地 名古屋市東区泉二丁目 2 7 番 1 4 号
- (3) 代表者 執行役員支社長 橋佐古 敬次

2 履行期間

着手 契約日の翌日

完了 令和 1 1 年 3 月 9 日

3 工事概要

(仮称) 次世代交流センターを建築するもの

4 業務内容

(仮称) 次世代交流センター建設工事 (設計・施工一括発注方式) 設計・工事監
理及び施工業務

延床面積 約 3, 0 0 0 m²

